2 9 豊行(情運) 第 4 号 平成 2 9 年 6 月 1 日

豊橋市長 佐 原 光 一 様

豊橋市情報公開·個人情報保護制度運営審議会 会長 佐 野 真一郎

保有個人情報を利用目的以外の目的のために提供することについて (答申第17号)

平成29年4月27日付け29豊生第27号、29豊こ家第64号、29豊長第1 58号にて諮問のあった案件について、下記のとおり答申する。

記

別紙番号1~4の事業につき、各提供先へ対象の個人情報を提供することは、公益 上の必要性があり、かつ、当該情報の提供を受けなければ、事務の目的を達成できな いと認められる。また、個人の権利利益を不当に害するおそれがないことも認められ る。

よって、豊橋市個人情報保護条例第9条第2項第6号に基づき、別紙番号1~4の 事業を実施するに当たり、保有個人情報を利用目的以外の目的のために提供すること は、特別の理由があるものと認める。

(別紙)

番号	事業名	提供先	提供する個人情報
1	児童扶養手当給付事業 (こども家庭課)	民生委員· 児童委員	受給資格に疑義のある事案の過年度又は申請時の申立書の写し
2	ひとり親家庭等自立支援事業 (こども家庭課)	民生委員· 児童委員	児童扶養手当受給者名簿(氏名、住 所、対象児童数)
3	敬老事業 (長寿介護課)		その年に99歳及び88歳となる者の住所、氏名、生年月日、性別
		民生委員· 児童委員	その年に100歳以上、99歳、8 8歳となる者の住所、氏名、年齢
4	高齢者世帯の見守り等の支援 (長寿介護課)	民生委員· 児童委員	65歳以上のみで構成される世帯の 氏名、住所、生年月日、性別